

令和 7 年 10 月工事書類簡素化要領土木編改定概要

1. フォーマットの変更

要領のフォーマットを財政局のものに統一。

※フォーマットを変更しているため、新旧対照表なし

2. 大項目の追加

大項目として 2 項目「簡素化の原則」、「用語の定義」を追加。

3. 簡素化の実施項目の追加

(1) 着手届の廃止…着手届は提出不要

(2) 工事検査時…不要な書類を作成しても工事成績評定では評価されない